【1997年5月6日】与党3党「医療保険制度に関する合意」

自民党・社民党・新党さきがけ

平成9年5月6日

医療保険制度に関する合意

- 1. 医療保険制度の改革及び健保法等改正案の修正については与党 3 党による昨年 12 月 19 日の確認及び本年 4 月 7 日の「基本方針」に基づいて対処する。
- 2. とくに医療保険制度の抜本的改革の中心は、 診療報酬制度、 薬価決定方式、 高齢者に関する医療保険制度等であることを確認する。
- 3. 与党医療保険制度改革協議会と厚生省はこれらの問題と別途論議中の財政構造改革 との関係を重視し、上記の方針に基づき、今国会で審議中の健保法等改正案が施行さ れるまでの間に医療改革プログラムを取りまとめるよう努める。
- 4. 政府は与党医療保険制度改革協議会の結論を尊重し速やかに実施する。

以上を踏まえ、健保法等改正案の修正は、以下の諸点とする。

(1)外来時の薬剤費別途負担(1日1種類15円)は修正し、投薬ごとに種類数に応じた 定額とする。具体的には老人・一般とも次のとおりとする。

1 種 類 0円

2~3種類 400円

4~5種類 700円

6 種類以上 1,000円

外用薬・頓服薬については、上記とは別建てとし、老人・一般とも次のとおりとする。

- ・外用薬 投薬ごとに1種類 80円
- ・頓服薬 投薬ごとに1種類 10円
- (2)老人入院負担は、

平成9年度 1日1,000円

平成 10 年度 1 日 1,100 円

平成 11 年度 1日1,200円

とする。

- (3) 政管健保の保険料率引き上げは、8.6%から8.5%に改める。
- (4)施行期日は平成9年9月1日とする。
- (5)以上の案は、必要に応じて3年以内に見直しを行う。

なお、 一般会計から健保特別会計への繰り入れの繰り延べ分(8,200億円)の計画的 返済、 薬価差益の解消、 不正請求の摘発と防止、 保険給付における薬剤費支出の不 明朗な実態の解消等に努める。